

京野菜産地基盤づくり事業

1 事業概要

新型コロナウイルス感染症の流行による青果物の需要の変化や、生産資材・人件費の高騰、夏期の高温をはじめとした気象の激変など、農業生産の現場ではこれまで経験したことがない事態が生じています。

このような状況を踏まえ、京野菜の出荷調整作業の集約・省力化によりコスト低減を図るとともに、ロットの確保と販路を共有し様々な需要に柔軟に対応できる出荷販売体制の構築を図り、不測の事態にあっても安定した園芸品目の生産及び集出荷が可能な産地づくりをめざすため、生産者同士の連携による取組を支援します。

2 事業構成

(1) 事業実施主体

農業者等又は農業法人2戸以上（1法人＝1戸）で構成する連携体

(2) 採択要件

ア 受益面積

＜野菜・果樹＞

ブランド品目 10a 以上、その他品目概ね 50a 以上

＜花き・その他園芸品目＞

概ね 30a 以上

イ 10%以上のコスト削減 又は 10%以上の販売額の増加

ウ 連携体の規約をさくしていしていること

(3) 対象品目

園芸品目

(4) 事業内容

集出荷加工体制の構築に必要な加工・流通機械等の整備

1 一次処理、加工機械・施設等

2 集出荷用機械及びこれに附帯する専用ハードコンテナ等

3 集出荷調整作業を効率的に運用するための情報通信技術を活用した集出荷調整システム導入等

(5) 補助率

4/10 以内（中山間地域を含む市町村 4.5/10 以内）

※消費税は補助対象外

京野菜産地基盤づくり事業実施要領

令和 3 年 4 月 1 日

3 農 産 第 2 7 6 号

改正 令和 5 年 4 月 1 日

5 農 産 第 2 4 8 号

改正 令和 6 年 3 月 2 7 日

6 農 産 第 2 4 4 号

第 1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症の流行により、観光客やインバウンドが減少し、青果物の需要は飲食店向けが減退した。一方で、家庭消費が増加し量販店や宅配の需要が伸びるなど、これまで経験したことがない事態が生じた。

このような状況を踏まえ、知事は、京野菜の出荷調整作業の集約・省力化によりコスト低減を図るとともに、ロットの確保と販路を共有し様々な需要に柔軟に対応できる出荷販売体制の構築を図り、不測の事態にあっても安定した園芸品目の生産及び集出荷が可能な産地づくりをめざすため、生産者同士の連携による取組に対し、補助金の交付に関する規則（昭和 35 年京都府規則第 23 号。）、農業振興事業費補助金交付要綱（昭和 35 年京都府告示第 928 号）及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

第 2 事業の内容等

本事業の事業実施主体、事業内容、事業期間、採択要件及び補助率については、別表に定めるとおりとする。

第 3 事業の実施等

1 事業実施計画

- (1) 本事業を実施しようとする事業実施主体は、事業実施計画（別記第 1 号様式別紙）を事業実施地域を所管する市町村の長に提出するものとする。ただし、府内の 2 以上の市町村の区域にわたる事業を計画する事業実施主体にあつては、原則として主たる実施地域を管轄する京都府広域振興局の長（主たる実施地域が京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町の場合は知事。以下「広域振興局の長等」という。）に事業実施計画承認申請書（別記第 1 号様式）に事業実施計画（別記様式第 1 号様式別紙）を添えて提出するものとする。
- (2) 市町村の長は、前号の事業実施計画をとりまとめ、事業実施計画承認申請書（別記第 1 号様式）を作成し、管轄する広域振興局の長等に提出するものとする。なお、市

町村の長は、事業実施計画承認申請書を提出するに当たり、計画の内容を検討し、事業実施主体に対して必要な指導及び調整を行うものとする。

- (3) 知事は、前号の事業実施計画承認申請書の提出があったときは、これを審査し、内容が適当であると認められる場合は、当該市町村長及び府内の2以上の市町村の区域にわたる事業を計画する事業実施主体（以下「市町村長等」という。）に対して事業実施計画の承認を行うものとする。

- (4) 事業実施計画承認申請書の変更については、事業実施計画変更承認申請書（別記第2号様式）を用い、その手続については、（1）から（3）までの規定を準用する。

なお、この要領に基づき事業実施計画の変更を要するものは、交付要綱第2条の変更の欄に掲げる場合と同様とする。

2 補助金交付申請

- (1) 市町村長等は、計画承認を受けた後、補助金交付申請書（別記第3号様式）を広域振興局長等に提出するものとする。
- (2) 交付要綱第2条の変更の欄に掲げる変更をしようとする場合は、交付要綱第4条の規定により、補助金変更承認申請書（別記第4号様式）を広域振興局長等に提出するものとする。

3 事業の実施

事業実施主体は、府、市町村、農業団体等の指導のもとに、知事の承認を受けた事業実施計画書に従って事業を実施するものとする。

4 実績報告

交付要綱第5条に規定する実績報告は、補助金実績報告書（別記第5号様式）によるものとし、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月15日のいずれか早い日までに広域振興局長等に提出するものとする。

5 実施状況の報告

- (1) 事業実施主体は、事業実施年度から3年間の毎年度、当該年度の事業実施状況報告（別記第6号様式別紙）を翌年度の4月末日までに市町村長に提出するものとする。
ただし、府内の2以上の市町村の区域にわたる事業に取り組んだ事業実施主体にあつては、原則として主たる実施地域を管轄する広域振興局長等に事業実施状況報告書（別記第6号様式）に事業実施状況報告（別記第6号様式別紙）を添えて提出するものとする。
- (2) 市町村長は、（1）の報告を受けたときは、報告があつてから10日以内に事業実施状況報告書（別記第6号様式）を広域振興局長等に提出するものとする。

第4 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この実施要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（5農産第248号）

この実施要領は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則（6農産第244号）

この実施要領は、令和6年3月27日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

別表 京野菜産地基盤づくり事業

事業実施主体	農業者等又は農業法人（１法人は１戸とみなす）２戸以上で構成する連携体
対象作物	事業実施により実施前の販売額から向上することが見込める園芸品目（「京のブランド産品」を優先する。）
事業内容	集出荷加工体制の構築に必要な加工・流通機械等の整備 １ 一次処理、加工機械・施設等 （１）一次処理、加工機械・施設 （２）内質、成分分析機 （３）これらに附帯する機械・施設等 ２ 集出荷用機械及びこれに附帯する専用ハードコンテナ等 ３ 集出荷調整作業を効率的に運用するための情報通信技術を活用した集出荷調整システム導入等
事業期間	１年間
採択要件	１ 受益面積は、次の要件を満たすこと。 ＜野菜＞ ブランド認証品目 10a 以上 その他品目 概ね 50a 以上 ＜花き・その他園芸作物＞ 概ね 30a 以上 ２ 次のいずれかの取組による収益性の向上の効果に係る成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること。 （１）生産コスト又は集出荷・加工コストの 10%以上の削減 （２）販売額の 10%以上の増加 ３ 連携体の規約を策定していること。 なお、受益地において安定的な作物栽培に向けて今後地下水位制御システム（FOEAS）の施工又は施工計画がある取組及び環境負荷低減事業活動実施計画認定済みの農業者等が実施する取組を優先採択するものとする。
補助率	4／10 以内（4．5／10 以内） （ ）内は、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 4 項の規定により公示された地域を含む市町村（京都市を除く。）に適用する。 ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。